

災害時における燃料等の供給協力に関する協定書

安中市（以下「甲」という。）と群馬県石油協同組合碓氷安中支部（以下「乙」という。）は、災害時における燃料等（ガソリン、軽油、灯油及び重油をいう。以下同じ。）の供給協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、安中市において地震等の災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙とが相互に協力して、避難所等に燃料等を供給するために必要な事項を定め、住民の避難生活の安定を図ることを目的とする。

（協力）

第2条 甲は、災害時において、甲が指定する車両、避難所及び非常用発電設備等の燃料等が必要であると認めるときは、乙に対し、燃料等の供給を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに可能の限り優先的に協力するものとする。

4 乙は、災害時において、甲の要請に円滑に対応するために、燃料等の調達及び要員の確保を行うこととする。

（引渡し）

第3条 乙は、前条の規定による供給要請を受けたときは、甲の指定する場所へ燃料等を納入及び引き渡しをするものとする。

（費用負担）

第4条 前2条の規定により、乙が供給した燃料等の代金については、甲が負担するものとする。

2 前項による燃料等の価格は、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

（情報交換）

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に機能するため、平時から相互の連絡体制及び燃料等の供給について、定期的に情報交換を行い災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとし、期間満了1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからもこの協定の解除又は変更について申出がないときは、さらに1年延長するものとし、以降も又同様とする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成26年8月29日

甲 安中市安中一丁目23-13
安中市
市長

乙 安中市下磯部352-1
群馬県石油協同組合碓氷安中支部
支部長

